

参 考 資 料

令和 6 年 12 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 64 号関係	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	1
議案第 65 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	5
議案第 66 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	7
議案第 67 号関係	寝屋川市都市公園条例の一部改正	9
議案第 68 号関係	寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正	13
議案第 73 号関係	工事請負契約の締結（（仮称）こども専用図書館整備工事）	15
議案第 74 号関係	工事請負契約の締結（寝屋川市防災行政無線更新整備工事）	19
議案第 75 号関係	工事請負契約の変更（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（建築主体工事））	24
議案第 76 号関係	工事請負契約の変更（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（電気設備工事））	25
議案第 77 号関係	工事請負契約の変更（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（機械設備工事））	26
議案第 78 号関係	財産の取得（基幹系ネットワークパソコン）	27
議案第 79 号関係	財産の取得（消防団車両（小型動力ポンプ付積載車））	29
議案第 80 号関係	財産の取得（消防団車両（消防ポンプ自動車））	32
議案第 81 号関係	指定管理者の指定	35

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

1 改正理由

市長の権限に属する事務を分掌させる内部組織について、2軸化構想において、重点的に取組を進めるエリア及び方向性の整理に見通しがついたことを踏まえ、市域全体のリノベーションを一体的に進めていく観点から、「2軸化事業本部」、「まちづくり推進部」及び「都市基盤整備部」の再編を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 設置（第1条関係）

現行の「2軸化事業本部」、「まちづくり推進部」及び「都市基盤整備部」を再編し、『都市デザイン部』及び『都市管理部』を設置する。

(2) 事務分掌（第2条関係）

『都市デザイン部』及び『都市管理部』の分掌事務を次のとおりとする。

都市デザイン部

- ア 2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。
- イ 都市計画に関すること。
- ウ まちづくりの推進に関すること。
- エ 商工業及び農業の振興に関すること。
- オ 公共施設等の再編整備に関すること。
- カ 住宅に関すること。
- キ 住環境の整備に関すること。
- ク 公園及び緑化に関すること。

都市管理部

- ア 道路、橋りょうその他土木に関すること。
- イ 連続立体交差事業に関すること。
- ウ 交通政策に関すること。
- エ 建築指導及び開発指導に関すること。
- オ 建築及び営繕に関すること。

- カ 河川及び水路に関すること。
- キ 浸水対策に関すること。

(3) 附則

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市事務分掌条例

No.1

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 (1)～(10) (略) (11) <u>都市デザイン部</u> (12) <u>都市管理部</u> (13) <u>都市基盤整備部</u> (削る) (事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部～こども部 (略) <u>都市デザイン部</u> (1) <u>2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>都市計画に関すること。</u> (3) <u>まちづくりの推進に関すること。</u> (4) <u>商工業及び農業の振興に関すること。</u> (5) <u>公共施設等の再編整備に関すること。</u> (6) <u>住宅に関すること。</u> (7) <u>住環境の整備に関すること。</u> (8) <u>公園及び緑化に関すること。</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。 (1)～(10) (略) (11) <u>2軸化事業本部</u> (12) <u>まちづくり推進部</u> (13) <u>都市基盤整備部</u> (事務分掌) 第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 経営企画部～こども部 (略) <u>2軸化事業本部</u> (1) <u>2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>都市計画に関すること。</u>

改 正 案	現 行
都市管理部 (1) <u>道路、橋りょうその他土木に関すること。</u> (2) <u>連続立体交差事業に関すること。</u> (3) <u>交通政策に関すること。</u> (4) <u>建築指導及び開発指導に関すること。</u> (5) <u>建築及び営繕に関すること。</u> (6) <u>河川及び水路に関すること。</u> (7) <u>浸水対策に関すること。</u> (削る) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	<u>まちづくり推進部</u> (1) <u>まちづくりの推進に関すること。</u> (2) <u>住宅に関すること。</u> (3) <u>住環境の整備に関すること。</u> (4) <u>交通政策に関すること。</u> (5) <u>商工業及び農業の振興に関すること。</u> <u>都市基盤整備部</u> (1) <u>道路、橋りょうその他土木に関すること。</u> (2) <u>連続立体交差事業に関すること。</u> (3) <u>建築指導及び開発指導に関すること。</u> (4) <u>公園及び緑化に関すること。</u> (5) <u>建築及び営繕に関すること。</u> (6) <u>河川及び水路に関すること。</u> (7) <u>浸水対策に関すること。</u>

(議案第 65 号関係)

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

市長の附属機関として、「寝屋川市空き家流通促進審議会」を設置するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として、次の審議会を設置する。

附 属 機 関	担 任 事 務
寝屋川市空き家流通促進審議会	空き家の流通の促進についての調査審議に関する事務

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改正案			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市長	寝屋川市総合計画審議会～寝屋川市子どもの権利に関する条例案策定審議会	(略)	市長	寝屋川市総合計画審議会～寝屋川市子どもの権利に関する条例案策定審議会	(略)
	<u>寝屋川市空き家流通促進審議会</u>	<u>空き家の流通の促進についての調査審議に関する事務</u>		(新設)	
教育委員会	寝屋川市校区問題審議会～寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	(略)	教育委員会	寝屋川市校区問題審議会～寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	(略)
市長及び教育委員会	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	(略)	市長及び教育委員会	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	(略)
附 則					
この条例は、公布の日から施行する。					

(議案第 66 号関係)

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員に対し支給する報酬の額を近隣市及び府内中核市と同等の額に改定するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 報酬及び費用弁償（第3条関係）

ア 認定審査会の会長及び合議体（介護保険法施行令第9条第1項の規定により認定審査会に置かれる合議体をいう。）の長に対し支給する報酬の額を日額21,000円から23,000円に改める。

イ 会長及び合議体の長以外の委員に対し支給する報酬の額を日額19,000円から20,000円に改める。

(2) 附則

施行期日 令和7年1月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市介護保険条例

No.1

改 正 案	現 行
(報酬及び費用弁償) 第3条 認定審査会の委員に対し支給する報酬の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。 (1) 会長及び合議体（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第9条第1項の規定により認定審査会に置かれる合議体をいう。）の長 日額<u>23,000円</u> (2) 前号の委員以外の委員 日額<u>20,000円</u> 2・3 （略） 附 則 この条例は、令和7年1月1日から施行する。	(報酬及び費用弁償) 第3条 認定審査会の委員に対し支給する報酬の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額とする。 (1) 会長及び合議体（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第9条第1項の規定により認定審査会に置かれる合議体をいう。）の長 日額<u>21,000円</u> (2) 前号の委員以外の委員 日額<u>19,000円</u> 2・3 （略）

寝屋川市都市公園条例の一部改正

1 改正理由

公園内の有料施設について、施設の維持管理費の増加と受益者負担の公平性の観点から、利用料金に市民（団体については、市民で構成する団体とする。以下同じ。）と市民以外のものが利用する場合の区分を設定するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 有料施設の利用料金（別表第5関係）

南寝屋川公園又は田井西公園の有料施設を市民以外のものが利用する場合における利用料金の額の上限を市民が利用する場合の利用料金の額の2倍に相当する金額とする。

【参考】

利用料金の額の上限

			改正案		現行
区分		単位	市民 利用料金	市民以外 利用料金	利用料金
南寝屋川公園	グラウンド	1時間1面	600円	<u>1,200円</u>	600円
	テニスコート	1時間1面	500円	<u>1,000円</u>	500円
田井西公園	テニスコート	1時間1面	500円	<u>1,000円</u>	500円

(2) 附則

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に南寝屋川公園のグラウンド若しくはテニスコート又は田井西公園のテニスコートを利用する場合に納付しなければならない利用料金の額について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市都市公園条例

No.1

改 正 案				現 行			
別表第 5 (第23条関係)				別表第 5 (第23条関係)			
1 有料施設の利用料金				1 有料施設の利用料金			
区分		単位		区分		単位	
南寝屋川公園	グラウンド	1 時間	1 面	南寝屋川公園	グラウンド	1 時間	1 面
	テニスコート	1 時間	1 面		テニスコート	1 時間	1 面
田井西公園	テニスコート	1 時間	1 面	田井西公園	テニスコート	1 時間	1 面
打上川治水緑地	駐車場	1 時間	1 台	打上川治水緑地	駐車場	1 時間	1 台
利用料金				利用料金			
600 円				600 円			
500 円				500 円			
500 円				500 円			
平日は 100 円。土日祝日は 200 円				平日は 100 円。土日祝日は 200 円			
備考				備考			
1 ～ 3 (略)				1 ～ 3 (略)			
4 この表に定める南寝屋川公園のグラウンド若しくはテニスコート又は田井西公園のテニスコートの利用料金は、当該有料施設を市民（団体）が利用する場合における利用料金の額の上限とし、当該有料施設を市民以外のものが利用する場合における利用料金の額の上限は、この表に定める当該有料施設の利用料金の額の 2 倍に相当する金額とする。この場合において、市民と市民以外のもの				4 この表に定める南寝屋川公園のグラウンド若しくはテニスコート又は田井西公園のテニスコートの利用料金は、当該有料施設を市民（団体）が利用する場合における利用料金の額の上限とし、当該有料施設を市民以外のものが利用する場合における利用料金の額の上限は、この表に定める当該有料施設の利用料金の額の 2 倍に相当する金額とする。この場合において、市民と市民以外のもの			

改 正 案	現 行
のとを区分する基準は、市長が定めるものとする。 <u>5</u> (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に南寝屋川公園のグラウンド若しくはテニスコート又は田井西公園のテニスコートを利用する場合に納付しなければならぬ利用料金の額について適用する。	<u>4</u> (略)

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般路線バスの運賃が改定されたことに伴い、市域内における利用者の公平性の観点から当該運賃に合わせ、コミュニティバスの使用料を改定するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 使用料（別表関係）

使用料を次のとおり改定する。

	改 正 案	現 行
区 分	金 額	金 額
大 人	1 人 1 乗車につき、 <u>250円</u>	1 人 1 乗車につき、 <u>230円</u>
小 児・幼 児	1 人 1 乗車につき、 <u>130円</u>	1 人 1 乗車につき、 <u>120円</u>

(2) 附則

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例

No.1

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区分	金額	区分	金額
大人	1人1乗車につき、 <u>250円</u>	大人	1人1乗車につき、 <u>230円</u>
小児・幼児	1人1乗車につき、 <u>130円</u>	小児・幼児	1人1乗車につき、 <u>120円</u>
備考 1～3（略）		備考 1～3（略）	
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。			

(議案第 73 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 (仮称) こども専用図書館整備工事

入札参加者等

(単位: 円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	昌栄建設株式会社	396, 800, 000		
(2)	丸信住宅株式会社	372, 980, 000	落札	410, 278, 000

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

〔最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。〕

〔 予 定 価 格 等 〕

予定価格

447, 868, 300 円 (内消費税及び地方消費税の額 40, 715, 300 円)

低入札価格調査基準価格

412, 038, 000 円 (内消費税及び地方消費税の額 37, 458, 000 円)

経 過

令和 6 年 5 月 24 日	制限付一般競争入札の公告
令和 6 年 5 月 27 日) 令和 6 年 5 月 30 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 6 年 7 月 12 日) 令和 6 年 7 月 16 日	入 札
令和 6 年 7 月 17 日	開 札
令和 6 年 11 月 8 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

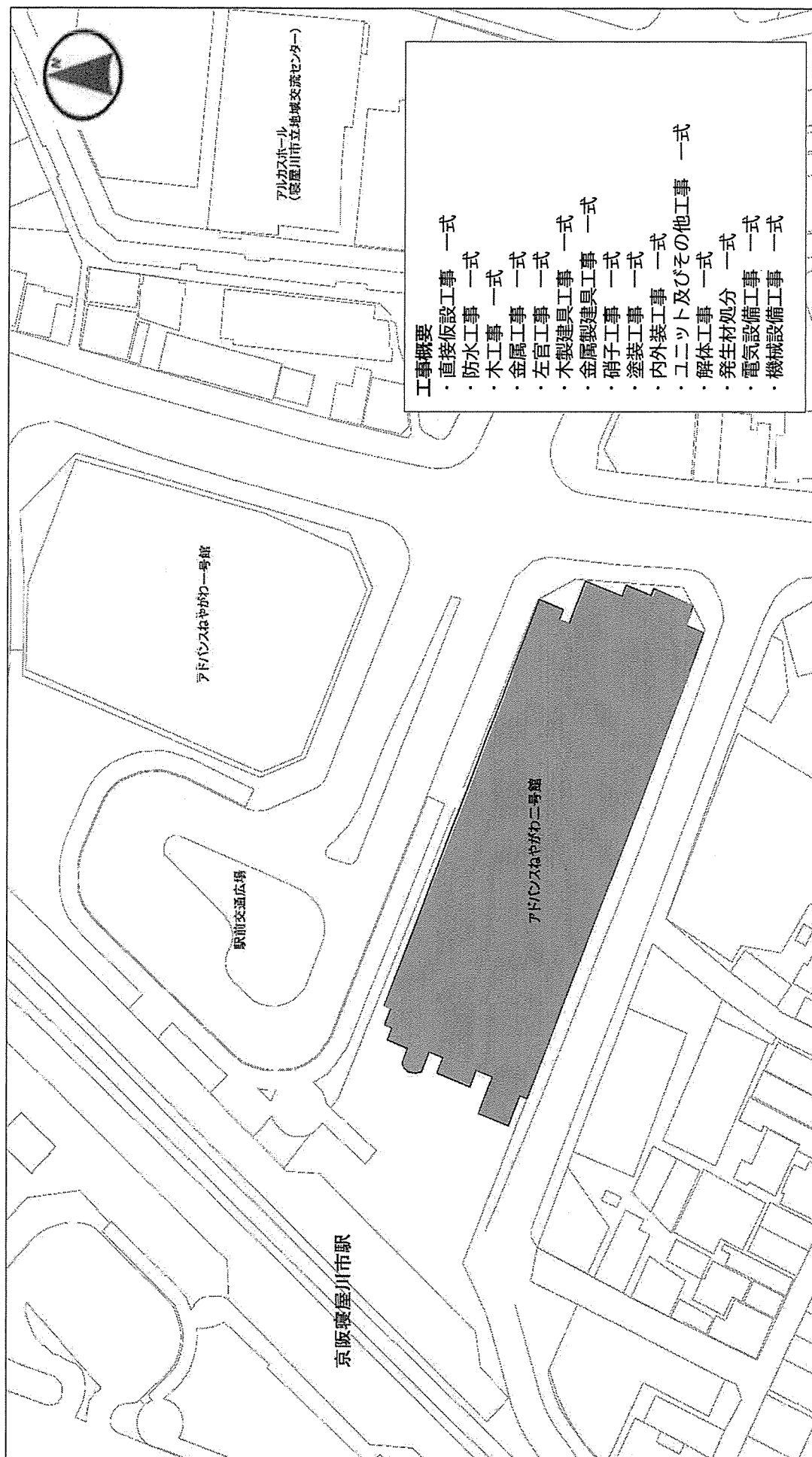
地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

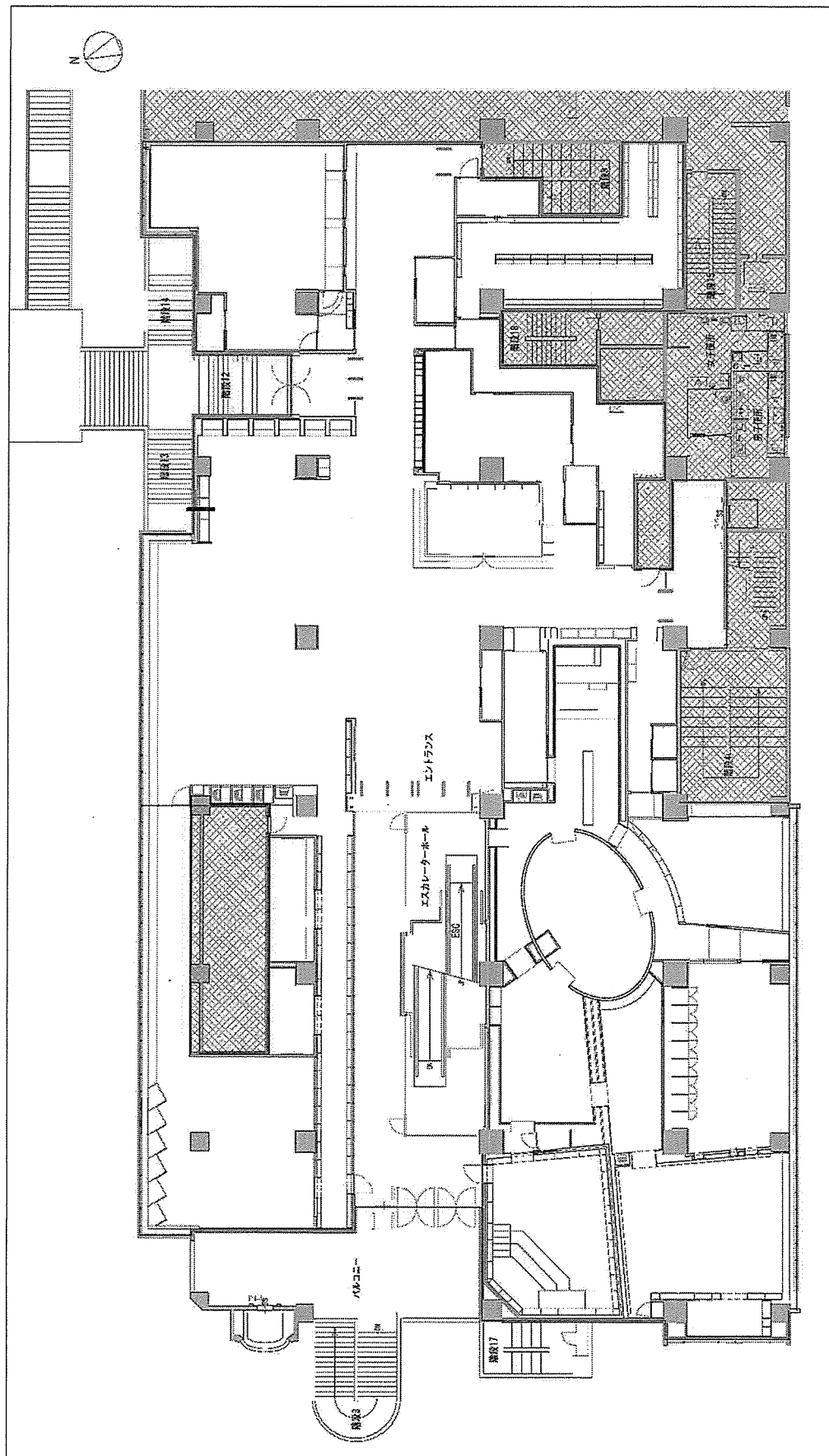
「(仮称)こども専用図書館整備工事」工程表

	令和6年度						令和7年度				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
直接仮設工事 一式											
防水工事 一式											
木工事 一式											
金属工事 一式											
左官工事 一式											
木製建具工事 一式											
金属製建具工事 一式											
硝子工事 一式											
塗装工事 一式											
内外装工事 一式											
ユニット及びその他工事 一式											
解体工事 一式											
発生材処分 一式											
電気設備工事 一式											
機械設備工事 一式											

「(仮称) こども専用図書館整備工事」位置図



「(仮称) こども専用図書館整備工事」平面図
アドバンスねやがわ二号館 3階



(議案第 74 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 寝屋川市防災行政無線更新整備工事

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	NECネットエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部	288,999,000		
(2)	株式会社NHKテクノロジーズ 大阪総支社	298,000,000		
(3)	沖電気工業株式会社 関西支社	247,100,000		
(4)	株式会社かんでんエンジニアリング	202,400,000		
(5)	株式会社関電工 関西支店	278,990,000		
(6)	協和テクノロジーズ株式会社	217,554,000		
(7)	株式会社きんでん 大阪支社		辞退	
(8)	三信電気株式会社 大阪支店	155,000,000	落札	170,500,000
(9)	株式会社中電工 大阪本部	310,000,000		
(10)	電気興業株式会社 大阪営業所	237,700,000		
(11)	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	359,900,000		
(12)	日本電通株式会社	221,000,000		
(13)	日本無線株式会社 関西支社	315,000,000		
(14)	株式会社富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部		辞退	
(15)	株式会社ミライト・ワン 関西支店	297,500,000		

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用した。

〔最低の入札額が低入札価格調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査を行って落札者を決定した。〕

〔 予定価格等 〕

予定価格

432, 336, 300 円（内消費税及び地方消費税の額 39, 303, 300 円）

低入札価格調査基準価格

397, 749, 000 円（内消費税及び地方消費税の額 36, 159, 000 円）

経 過

令和 6 年 4 月 19 日	制限付一般競争入札の公告
令和 6 年 4 月 22 日 ） 令和 6 年 4 月 25 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 6 年 6 月 14 日 ） 令和 6 年 6 月 17 日	入 札
令和 6 年 6 月 18 日	開 札
令和 6 年 11 月 21 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

「寝屋川市防災行政無線更新整備工事」工程表

年月 工事項目	令和7年												令和8年			
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機器材手配																
免許取得																
親局設備																
子局設備																
戸別受信機																
機器接続・調整																

寝屋川市防災行政無線更新整備工事 施工箇所位置図



0 250 500 1,000 1,500 2,000 m

凡 例	
●	更新箇所
△	撤去箇所

寝屋川市防災行政無線更新整備工事 施工箇所一覧

親局設備

番号	設 置 場 所
1	市役所

子局設備

番号	設 置 場 所	番号	設 置 場 所
1	市役所	27	第一中学校
2	保健福祉センター	28	北小学校
3	第三中学校	29	太秦2号公園
4	市道寝屋川公園駅前線北側歩道	30	成田東配水池
5	第五中学校	31	湯屋が谷さくら公園
6	第五小学校	32	楠根配水場
7	堀溝小学校	33	熱田公園
8	第八中学校	34	太間公園
9	第九中学校	35	寝屋公民館
10	第十中学校	36	1号三井公園
11	成美小学校	37	国松緑丘小学校
12	産業振興センター	38	香里浄水場
13	下神田公民館北	39	南前川雨水ポンプ場
14	旧神田幼稚園	40	打上公園
15	中木田中学校	41	和光小学校
16	さつき公園	42	すばる・北斗福祉作業所
17	高柳栄町公園	43	河北中町第1ちびっこ老人憩いの広場
18	寝屋川消防署西出張所	44	木田小学校
19	仁和寺本町四丁目第3ちびっこ老人憩いの広場	45	消防団明和班屯所
20	点野三丁目第4ちびっこ老人憩いの広場	46	大阪府住宅供給公社（萱島南町）
21	石津小学校	47	黒原城内町公民館北
22	池田小学校	48	府道八尾茨木線西側歩道
23	桜木町第1ちびっこ老人憩いの広場	49	友呂岐中学校
24	啓明幼稚園	50	池の里市民交流センター
25	第七中学校	51	南寝屋川公園
26	木屋小学校	52	ロイヤルライフ・天寿苑

※ 網掛け箇所は撤去工事のみ

(議案第 75 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事
（建築主体工事）

変更事項

契約金額

変 更 前 金 1, 320, 000, 000 円
（内消費税及び地方消費税の額 120, 000, 000 円）
変 更 後 金 1, 385, 045, 200 円
（内消費税及び地方消費税の額 125, 913, 200 円）

※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」*を適用して、請負金額を増額するものである。

* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。（請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている（同条第7項本文）。）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 76 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事
（電気設備工事）

変更事項

契約金額

変 更 前 金 260, 533, 900 円

（内消費税及び地方消費税の額 23, 684, 900 円）

変 更 後 金 290, 571, 600 円

（内消費税及び地方消費税の額 26, 415, 600 円）

※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」*を適用して、請負金額を増額するものである。

* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。（請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている（同条第7項本文）。）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

(議案第 77 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事
（機械設備工事）

変更事項

契約金額

変 更 前 金 1, 089, 000, 000 円
（内消費税及び地方消費税の額 99, 000, 000 円）
変 更 後 金 1, 202, 060, 200 円
（内消費税及び地方消費税の額 109, 278, 200 円）

※ 理 由

現下における社会情勢や経済・景気の動向の影響による建設資材の高騰に鑑み、『工事請負契約約款』に定める「インフレスライド条項」*を適用して、請負金額を増額するものである。

* インフレスライド条項

『工事請負契約約款』第26条第6項において、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる」旨を定めている。（請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとされている（同条第7項本文）。）

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

財 産 の 取 得

取得する財産 基幹系ネットワークパソコン

【基幹系ネットワークパソコン 仕様】

本 体 仕 様	
型式	ASUS JAPAN 株式会社製 ASUS ExpertBook B1 BM1503CDA 370 台
CPU	AMD Ryzen™ 5 7535U プロセッサー
メモリ	8 GB
ディスプレイ	15.6 型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	SSD 256GB
キーボード	JIS 標準配列準拠
有線 LAN	1000BASE-T
インターフェース	USB Type-C×2 個、Type-A×2 個、有線 LAN×1 個、 HDMI×1 個
Web カメラ	HD 解像度 (720P) 対応カメラ 有効画素数 92 万画素
OS	Windows 11 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office LTSC Standard 2021
リカバリーメディア	2 枚
保守	1 年間のメーカー保証

附 属 品 仕 様	
マウス	USB 接続マウス (5 ボタンタイプ) 370 個

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	NECネットエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部	55,814,160		
(2)	NECフィールドディング株式会社 北大阪支店	46,476,400	落札	51,124,040
(3)	株式会社大塚商会 LA関西営業部	56,613,000		
(4)	三信電気株式会社 大阪支店	64,530,600		
(5)	Sky株式会社	55,377,900		
(6)	株式会社日本ビジネス開発 西日本ソリューション販売本部	62,322,800		
(7)	株式会社堀通信	57,313,000		

経過

令和6年7月26日	制限付一般競争入札の公告
令和6年8月9日 ～ 令和6年8月27日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和6年8月30日 ～ 令和6年9月10日	入札
令和6年9月11日	開札
令和6年9月26日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

財 産 の 取 得

取得する財産 消防団車両（小型動力ポンプ付積載車）

【消防団車両（小型動力ポンプ付積載車） 仕様】

小型動力 ポンプ	国家検定Ｂ－２級合格品（水冷ラジエター式） 充電器、工具、金具、カバー付
積載車	ダブルキャブ車 ２WD ６人乗り １.０ｔ 積
機装	(1) 小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように確実に固定でき、かつ容易に積み降ろしできるものであること。 (2) 荷台にホース 10 本の収納ができる三日月型ホース枠を設けること。 (3) 荷台の前部に器具等を収納できる収納箱を設けること。 (4) 荷台の後部上方には手すりパイプを設けること。 (5) 小型ポンプ用吸水管は容易に取り外しができるよう、荷台左側に巻込みを取り付けること。 (6) 荷台後部に昇降が容易に行えるよう、補助ステップを設けること。 (7) 荷台に鳶口、管鎗（２本）、消火栓開閉金具、消火器、スコップ、バール、二折梯子及び引上げ式スタンドパイプを取り付けること。 (8) ポンプ固定金具はレール式にて使用できること。（ベアリングを使用） (9) 吸水管はスieberエルボを使用し、小型動力ポンプ積載装置は水平スライド式とし積み降ろしがしやすい傾斜型にすること。

	(10) 艀装部に対して、メインスイッチを設けること。また、ポンプには充電装置を設けること。 (11) モーターサイレンスイッチを助手席前の操作しやすい位置に設け、銘板を取り付けること。 (12) 車両荷台前左側に訓練旗用取付け台を設けること。 (13) 荷台前方に伸縮、回転式（取外し可）の照明灯（メタハラ 35W以上）を取り付けるとともに同付近に点灯スイッチを設けること。なお、コードは、10mの余裕を持たせ接続コネクタを取り付けること。 (14) 荷台に作業灯（LED 白色）を取り付けるとともに同付近に点灯スイッチを設けること。 (15) 非常時には、ポンプバッテリーと車バッテリー接続のコネクタを設けること。 (16) 荷台に小型動力ポンプの排水パイプを通す穴を設けること。
消防団 マーク	フロントグリル中央部に直径 150mm 程度の金属メッキ仕上げのものを取り付けること。

入札参加者等

（単位：円）

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	小川ポンプ工業株式会社	46,000,000		
(2)	中央商工株式会社	44,950,000	落札	49,445,000

経過

令和 6 年 7 月 26 日	制限付一般競争入札の公告
令和 6 年 8 月 9 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 6 年 8 月 27 日	
令和 6 年 8 月 30 日)	入札
令和 6 年 9 月 10 日	
令和 6 年 9 月 11 日	開札
令和 6 年 9 月 30 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

財 産 の 取 得

取得する財産 消防団車両（消防ポンプ自動車）

【消防団車両（消防ポンプ自動車） 仕様】

消防ポンプ 自動車	国家検定 A - 2 級合格品（インデューサー付 1 段ボリュート ポンプ）
仕様シャシ	ダブルキャブオーバー型 2WD 6 人乗り車両総重量 3.5 t 未満
艤装	(1) 艤装は総合的な重量軽減、車両重量のバランスを考慮し て製作すること。 (2) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関し て、工具類を使用する為のスペースを確保すると共に、必 要箇所には点検口又は点検扉を設ける。 (3) 車両側板端部は、人が触れても危険のない構造とし、各 ステップはアルミ縞板にて端部を折り曲げ加工した構造と する。また、車体天井はアルミ縞板張りとする。 (4) ポンプ室側板は開放式とし、点検手入れが容易に行える 構造とする。 (5) ポンプ室上部左右は跳ね上げ式の扉付き収納室とし、間 口には上下可動式 1 段手摺を設け、ホースなどを収納でき る構造とする。また中央部に 2 段の取外し式パイプを取付 けること。 (6) 車両後面には MCD 製アルミバーシャッター式の器具収納 室を設け、内部は 2 段の可動式の棚（奥行 475mm）で仕切る こと。間口には落下防止用の可動式 1 段手摺を設ける。 (7) 車体後面左側に展開式の昇降用モデムプルステップを設 けること。

	(8) 車体天井部は前方及び左右に一段手摺（標準）を設けること。 (9) 車体天井部には２段手摺ホース枠を設けること。 (10) リアフェンダーは丸型とし上部にアルミ小筋板を取付けること。 (11) 燃料タンク 60Lとし、シャシ固有の位置に設けること。 (12) 牽引フックを車両前後に設けること。 (13) 車体天井右側にはしご積載装置を設けること。 (14) ボディ左前方に旗立てパイプを設けること。 (15) 車両後方左右側面に吸管を常時取り付けできること。 (16) 管鎗は後部リアステップ上付近に２本取り付けること。 (17) 鳶口は左側面吸管上部に２本上取り式にて取り付け、操法用に斜め下取りができるように取り付け装置のみ１本分設けること。 (18) キャブ及びボディ部昇降用ステップ及び各積載品脱着時に塗装の剥がれる恐れのある箇所には保護用のアルミ板を取り付けること。 (19) 管そう、消火器等の資機材を取り付け積載すること。詳細については別途打ち合わせを行うこと。 (20) ポンプ室上部の跳上式ボックス内及び後部ボディ内床面には、樹脂製スノコ板を敷くこと。 (21) 各ボックス内は隙間より水が抜ける構造とすること。 (22) 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記すること。 (23) ナンバープレートはボディ後面右上部に取り付けとすること。 (24) 車両後部に加納式ホースカーを取り付けること。
消防団 マーク	フロントグリル中央部に直径 150mm 程度の金属メッキ仕上げのものを取り付けること。

入札参加者等

(単位：円)

	入 札 参 加 者	入 札 額	摘 要	落 札 額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	中央商工株式会社	25,600,000		
(2)	日本機械工業株式会社 大阪営業所	24,300,000		
(3)	株式会社モリタ 関西支店	20,900,000	落札	22,990,000

経過

令和 6 年 9 月 6 日	制限付一般競争入札の公告
令和 6 年 10 月 1 日 ～ 令和 6 年 10 月 9 日	入札参加資格審査申請書提出期間
令和 6 年 10 月 15 日 ～ 令和 6 年 10 月 22 日	入札
令和 6 年 10 月 23 日	開札
令和 6 年 11 月 5 日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

(議案第 81 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市野外活動センター

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人ナック

所在地 大阪府大阪市北区大淀南一丁目9番16号
理事長 松 林 寛

2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第5条の規定に基づき、寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人ナック」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 令和6年8月22日実施）

法人等の種類		計
特定非営利活動法人	一般財団法人	
1	1	2

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和6年8月23日～8月29日）

法人等の種類		計
特定非営利活動法人	一般財団法人	
1	0	1

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計5人）

ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 社会教育関係団体の代表	1人
オ 寝屋川市市民活動部長	1人

(2) 開催経過

ア 第1回（令和6年9月4日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目並びに採点方法の確認及び決定

イ 第2回（令和6年9月27日）

第1次審査の結果確認及び総括、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定する

ため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(7) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること
- b 施設を効果的に管理運営できる提案が優れていること
- c 積極的な広報活動が行われ、集客促進策が優れていること
- d 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- e 記載内容（見積り金額等）が適正であり経費縮減が図られていること
- f 事業の実施について明記されており、社会教育に係る学習の場であることなど設置目的が効果的に果たされる事業提案があること
- g 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること
- h 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること
- i 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること、危機管理対策が適正であること
- j 総合的に見て提案内容が優れていること

【管理運営の実績】

- k 当該施設に係る管理運営の実績

(i) 配点及び合格最低点

上記の a～j の各審査項目について 10 点満点で合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点とした。項目 k は選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 70 点とし、a～j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ii) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～j の審査を行った。

審査項目 k については、『令和 2 年度から令和 4 年度までの「指定管

理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 100 パーセント、令和 5 年度は 40 項目中 39 項目の 97.5 パーセント適正であり一定の実績・成果が認められたこと及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 6 項目の評価が「○」であることから、総合評価を A とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人ナック
審査項目	a	10	8.6
	b	10	7.8
	c	10	7.4
	d	10	7.6
	e	10	8.2
	f	10	7.4
	g	10	7.6
	h	10	8.2
	i	10	7.8
	j	10	8.0
小計		100	78.6
管理運営の実績	k	10	5
合計			83.6

合計得点及び a ～ j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 野外活動センターの管理について
- c 野外活動センターの運営について

- d 人的課題について
- e 収支について
- f 総合的評価

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点、fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	特定非営利活動法人ナック
審査項目	a	15	12.8
	b	15	13.4
	c	15	12.8
	d	15	12.8
	e	15	12.6
	f	25	21.6
合計		100	86.0

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人ナックを、指定管理者の候補者として選定した。

